

第 49 回京都府公害防止管理者講習及び

第 32 回京都府公害防止管理者再教育講習 実施要領

1 講習の目的

(1) 第 49 回京都府公害防止管理者講習（以下「管理者講習」という。）

京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）第 53 条第 1 項の規定による公害防止管理者（以下「府公害防止管理者」という。）の選任に当たり必要となる講習を行い、府公害防止管理者の設置が円滑に行われることを目的とする。

(2) 第 32 回京都府公害防止管理者再教育講習（以下「再教育講習」という。）

府公害防止管理者が新たな規制内容等の知識を習得するための講習を行い、公害防止に資することを目的とする。

2 講習の内容

- ・ 京都府環境を守り育てる条例 環境関連法令の体系 等
 - ・ 京都府における水質・土壌環境保全行政の概要
 - ・ 大気規制の動向について
 - ・ フロン排出抑制法について
 - ・ 京都府の地球温暖化対策
 - ・ 循環型社会推進の取組について
 - ・ 産業廃棄物規制の動向について
- （講義終了後、修了テストを実施）

3 講習の対象者

管理者講習 （本講習を初めて 受講する場合）	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和 46 年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第 3 号。以下「法施行規則」という。）第 1 条第 2 項第 1 号から第 8 号まで、第 10 号及び第 11 号に規定する公害防止管理者のいずれかに該当する者 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）第 4 条第 1 項に規定する公害防止管理者のうち騒音・振動関係及びダイオキシン類関係を除いた者
再教育講習	京都府環境を守り育てる条例に基づく公害防止管理者講習の課程修了者

* ただし、上記対象者以外で、府内の工場又は事業場において公害防止関係の業務に携わる者で、特に受講を希望する者（本講習が公害防止管理者有資格者を対象とした内容であることを了解している者に限る。）については、管理者講習対象者及び再教育講習対象者を優先とした上、定員の範囲内で聴講生として受講を申込先着順に認める（修了証書の交付はなし）。【申込み方法等については、お問い合わせください。】

4 講習の期日・場所・定員

講習	実施期日	実施場所	定員
管理者講習 及び 再教育講習 (同時開催)	令和4年2月15日(火) 午前10時～午後4時30分	ホテルルビノ京都堀川2階 賀茂の間 京都市上京区東堀川通下長者町下ル3-7	50名 ※申込 先着順

5 受講申込みの手続

(1) 提出書類 (所定用紙)

○管理者講習の受講申込者

ア 第49回京都府公害防止管理者講習受講申込書 (別紙様式1)

必要な事項を記入し、写真(縦・横各4.5cmの大きさで6箇月以内に撮影した脱帽・正面・上半身像・カラー)を貼付すること。

イ 資格を証する書類

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和46年政令第264号)別表第2の下欄に掲げる資格を有する者であることを証明する次のいずれかの書類を添付すること。

(ア) 法施行規則第16条に規定する国家試験の合格証書の写し

(イ) 法施行規則第18条第5項に規定する資格認定講習の修了証書の写し

ウ 返信用封筒

定型封筒(120×235mm)に受講票の送付先(住所及び氏名)を明記の上、切手を貼付すること。(受講申込者が1名の場合は84円切手を、2名以上の場合は94円切手を貼付すること。)

○再教育講習の受講申込者

ア 第32回京都府公害防止管理者再教育講習受講申込書 (別紙様式2)

イ 京都府公害防止管理者講習修了証書の写し

ウ 返信用封筒

定型封筒(120×235mm)に受講票の送付先(住所及び氏名)を明記の上、切手を貼付すること。(受講申込者が1名の場合は84円切手を、2名以上の場合は94円切手を貼付すること。)

(2) 受講申込書の提出方法、提出先及びお問い合わせ先

申込書は、持参又は郵送により提出してください。

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府府民環境部環境管理課指導係 電話 (075)414-4707 (直通)

6 申込書の受付期間

令和3年12月24日(金)から令和4年1月21日(金)まで(土・日曜日及び祝日並びに令和3年12月29日(水)から令和4年1月3日(月)までを除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とし、郵送の場合は令和4年1月21日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

7 受講票の交付

受講申込書を受理したときは、京都府府民環境部環境管理課において提出書類等の審査をした後、受講票及びテキスト代納付書を本人宛てに郵送にて交付する。

受講希望者は講習日までに、交付された納付書によってテキスト代を納付するものとする。

なお、いったん納付されたテキスト代はいかなる理由があっても返還しない。

8 テキスト等

講習には、テキストとして「京都府公害防止管理者講習用テキスト」を使用する。

テキスト及び資料集は有償で配付する。（価格は2,500円）

テキスト等は講習日に講習会場において、テキスト代の納付を確認の上、配付する。

9 修了証書の交付

講習修了者に対しては、講習日当日に修了証書を交付する。（聴講者への交付は無し）

10 その他

新型コロナウイルス感染症の状況により、講習の実施方法を変更し、又は講習を中止する場合があります。

その場合、受講申込者の方に別途お知らせします。